

	<p>初めに当局から一言お願いします。</p>
教育部長	<p>本日は印野小学校ということで、場所を変えての教育委員会となりますがご苦労様でございます。年度末になりまして、来年度に向けての件目がいくつか出ておりますが、この中には来年度の予算も含まれております。</p> <p>また、その後で落成式ということでご出席をお願いしておりますが、そちらの方もよろしくお願いたします。</p>
教育委員長	<p>それでは議事に入ります。初めに御教議第4号「御殿場市就学指導委員会設置条例及び御殿場市就園指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、御教議第5号「御殿場市立学校処務規定の一部を改訂する訓令甲の制定について」、及び御教議第6号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので一括で審議いたします。</p> <p>それでは内容説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました御教議第4号と5号につきまして、関連がございますので一括して内容説明をいたします。議案書の2ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>内容説明の前に、本案の概要について説明をさせていただきます。</p> <p>本案は国の中央教育審議会初等中等教育部会分科会報告において多くの市町教育委員会に設置されている就学指導委員会については早い時期から教育相談、教育支援や就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称にすることが適当であり、本組織の機能を拡充し一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たす事が期待される旨の提言がなされました。</p> <p>これを受けまして、当市が設置している御殿場市就学指導委員会及び御殿場市就園指導委員会の名称等を変更するため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>それでは御教議第4号の内容説明をいたします。新旧対照表で説明を行いますので、議案資料5ページ、6ページをご覧ください。</p> <p>第1条関係御殿場市就学指導委員会設置条例の一部改正ですが、題名及び第1条から第6条まで、就学指導にかかる文言を就学支援に改める文言整理となっております。</p> <p>7ページ、8ページをご覧ください。第8条も同様の文言整理を行っております。第2条関係御殿場市就園指導委員会設置条例の一部改正ですが、題名及び第1条から第6条まで、就園指導にかかる文言を就園支援に改める文言整理となっております。</p>

	<p>9 ページ、10 ページをご覧ください。第7条も同様の文言整理を行っております。</p> <p>次に附則でございますが、第1項ではこの条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。第2項は御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の別表の職名の文言整理となっております。</p> <p>続いて、御教議第5号について説明をいたします。こちらも新旧対照表で説明を行いますので、議案書の15ページ、16ページをご覧ください。本案は先ほどご説明申し上げました御教議第4号を受けまして、御殿場市立学校処務規定の一部を改正するものです。</p> <p>具体的には第13条の別表第2の(2)補助機関の表中、就学指導委員会を就学支援委員会に文言整理するものです。附則でございますが、この訓令甲の施行日を平成27年4月1日とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育総務課長	<p>一括審議となっておりますので御教議第6号につきましては教育総務課の所管となりますが、引き続き説明させていただきます。議案書17ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>新旧対照表で説明をさせていただきますので、19、20ページをご覧ください。この改正につきましても御教議第4号、5号と同様の内容ですが、文書事務でございます第3条の学校教育課の分掌する事務につきまして、第14号の就学指導委員会、第15条の就園指導委員会をそれぞれ就学支援委員会、就園指導委員会に改正するものであります。</p> <p>また、施行につきましては平成27年の4月1日からとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	<p>ただ今御教議第4号、第5号、第6号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
	(質疑)
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第4号「御殿場市就学指導委員会設置条例及び御殿場市就園指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、第5号「御殿場市立学校処務規程の一部を改正する訓令甲の制定について」、及び第6号「御殿場市教育</p>

	<p>委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第7号「御殿場市要保護・準要保護児童生徒の認定要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。説明をおねがいします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました御教議第7号につきまして内容説明をいたします。議案書の21ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回の改正は就学援助の認定にあたり認定基準を超えた場合の個別事案に関して、教育委員会が特に必要と認める場合の規定を明確にするために所要の改正を行うものであります。内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案書23ページ、24ページをご覧ください。</p> <p>認定要領の3を24ページのとおり全文改正いたします。就学援助制度は教育の機会均等という見地から、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助をするものです。本市の認定要領2「準要保護児童生徒について」では、認定にあたり保護者の収入額が生活保護基準の1.8倍以内である事、とされていますが、就学困難をきたす経済的事情には単に収入額のみで一律で測れるものではなく、保護者の経済状況の他、その児童・生徒の日常の生活状況や家庭の諸事情を勘案し、総合的に判断することにより、より実情に即した認定となるものと考えられます。</p> <p>そこで、保護者の収入額が生活保護基準の1.8倍を超える場合であっても、学校長や児童民生委員といった福祉関係者等の意見を元に児童・生徒の日常生活や家庭の諸事情を総合的に判断し、認定者の人数枠にとらわれる事無く教育委員会が認定することが出来るよう規定を明確にするものでございます。</p> <p>なお、附則といたしまして、この要領は平成27年度認定分から適用するものでございます。</p> <p>以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員	<p>旧要領の認定基準に、全児童生徒の3%以内と7%以内という基準がありますが、今現在認定数はこれを超えていますか。</p>

学校教育課 課長補佐	今現在はこの枠を超えてはいません。
教育委員	従前の規定で教育委員会の判断で認定出来るということで、原則以外のものがあつたと思いますが、このような形で改訂をして先ほど仰っていたような明確な判断が出来ますか。
学校教育課 課長補佐	1つは人数枠にとらわれず経済状況等で認定をしていきたいという事と、特に本市の場合児童扶養手当を受給されている世帯の方の就学援助に対する認定が90%と大半でございます。ただ、収入額という部分で見ると1.8倍を超えてしまっている家庭もございます。これは収入額と世帯構成の人数、年齢等によつてはありますが、児童扶養手当は1人親世帯の経済状態を補完していく制度であるわけであり、それと整合性を取るために児童扶養手当を貰つていなければならないのであれば、認定基準を超えている場合でも教育委員会の判断において認定していただければ救われていくのではないかとということで要領の改訂をさせていただきたいと思つております。
教育委員	今までも認定基準を超える世帯についても認定をしている場合があります。何故認定するかと言へば、家庭の事情等の実態について委員会事務局としては調査出来ないような状態がままあるので、今課長補佐が言われたような形の児童扶養手当を貰つている世帯について認定をしたいというのであれば、ここに1つ加えて、児童扶養手当受給者については認定する、と加えた方がより明確になるのではないかと思います。
教育委員長	私は民生委員もやっておりますが、今回柔軟な内容でいいとは思っています。今まで自営業の方は収入基準でいくからほとんど認定されていなかったと思つています。以前もお伺ひした事がありますが、相当な赤字を被つていても収入基準でいくと駄目だということがありました。そういった中で民生委員、学校長が意見を書いたものを提出してくれますが、その提出内容を若干変えるということは考えていませんか。
学校教育課 課長補佐	今の家庭状況の世帯状況表というところで、民生委員の方の助言と学校長の所見をいただいておりますが、その中で最後のまとめとしてどうか就学援助の認定をして欲しいというような一文をいただいておりますので様式の改正については現時点では検討しておりません。
教育委員長	ただ民生委員の方は収入や個人情報との関係は把握するのも限界があります。その辺りは市の方が分かるのではないかなと思つています。そういった中で、もし負債なども把握できるならそこも加味しながら認定した方がいいのかなと思つています。

<p>学校教育課長</p>	<p>ここでの改正の主旨の1つは全児童生徒の3%、7%以内という数字がどうなのか、社会情勢も常に変わる中でこの枠にとらわれて考えるのには無理があるのではないかというのが1つあります。</p> <p>もう1つ、認定基準そのものにつきましては、基準が無ければやりようが無いので設けていますが、1.8倍という形で切ってしまうとあまりに多様な個々の事案に対応出来ず、それを出来る限り助けていきたいという思いがあり改正を進めてきたという事があります。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>これは平成27年度からというのは4月から適用するということですか。</p>
<p>学校教育課 課長補佐</p>	<p>来月の定例教育委員会で平成27年度の継続認定と新規の認定をご審議いただきますが、その時からこちらの要領をご承認いただければ適用して執行していきたいと思えます。</p>
<p>教育委員</p>	<p>新しい要領に関して、3%、7%という枠を撤廃する事はいい事だと思います。申請してくる以上本人がそういったものを望んでいるという事で、枠を設けてしまい、その枠を超えたから却下するというのは忍びない部分もあるかと思えます。</p> <p>しかし、1.8倍という数値的に1つの基準を設けるということは、ある程度条件に合った物は当然認定されるでしょうし、受け付けて審議する場合であっても審査しやすいというラインが引かれていると思えます。</p> <p>私にしてみますと、申請をあげてきた人は困っている事があるでしょうし、申請してきた人は全員どうにかしてあげたいと思っているのが本当のところであります。ただ、ある一定のラインがあるから認定出来ないという事も出てくるわけです。これから審議していく場合どういった風にやっていくのかという難しさをどうしていくのか、ある程度明確にしておいてもらいたいと思えます。</p>
<p>教育部長</p>	<p>今様々なご意見をいただきまして、我々にとってもごもったもなご意見だと思いますし真摯に受け止めたいと思えます。</p> <p>今回の改正はパーセントの枠を取るということと、様々な市の規則の中でも「特に市長が認める」という文言がほとんどの場合入っており、これが非常に曖昧なところもありますが、あくまでも基準に沿った中でこれを認めるというところをあえて明確に言葉で表現したというのが今回の改正でございます。</p> <p>これからの学校とのやり取りの中でヒアリング項目といった部分は多少見直しの必要があると思えますが、1.8倍という基準は据え置いて、過去も1.8倍を上回るものの審議の中で救って</p>

	<p>いったというところを明確にしたというところでご理解いただけたらと思います。</p>
教育委員長	<p>予算の関係は問題ありませんか。</p>
教育部長	<p>予算の関係においては、これは扶助費という弱い者を助けるという中で、枠で切ってしまったたり予算枠にとらわれてやる必要は無いと思います。財政サイドもその方針は理解してくれるところだと思います。</p>
教育委員	<p>この改正に反対するわけではありませんが、1点注意していただきたいのが、申請する人は平等性を求めますから、なぜうちが駄目であちはいいのか、という話になった場合その辺りの基準がこれだと裁量の範囲内になってしまいますのでその辺りは注意していただきたいと思います。</p>
教育部長	<p>あくまで1.8倍という数字は一番の基準として残り、それに基づいた中での判断ということになります。</p>
教育委員	<p>3はそのまま残してもいいのではないかと思います。今現在のこの3%と7%という数値を超えておらず、超える可能性もほぼ無い数値だと思います。3を残しておいてそこに加えるという形でもいいのではないかと思います。枠を取り払うのは、普通枠を超えるか超えそうになった時に取り払えばいいのではないのでしょうか。これは1つ問題提起として申し上げたいと思います。</p> <p>個人的には申請者は全員救ってあげた方がいいと思いますから、改正に反対はしませんが、少し考え方が違うかなと思いました。</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第7号「御殿場市要保護・準要保護児童生徒の認定要領の一部を改正する要領の制定について」は原案通り承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議8号「平成26年度御殿場市一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>それでは御教議第8号について内容説明をいたします。議案書25ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回の10款教育費に係る補正予算について御教議第8号資料によりご説明申し上げますので、議案書27ページ、28ページをご覧ください。</p> <p>1項3目教育指導費、説明欄1の一般諸経費ですが、平成27</p>

	<p>年度から小学校の教科書が改訂される事に伴い、平成27年度前期に必要な教師用教科書及び指導書を購入するものです。なお、後期分は平成27年度当初予算に計上しております。</p> <p>学校教育課関係は以上です。</p>
教育総務課長	<p>続きまして、教育総務課に係る補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>2項1目学校管理費、3目印野小学校校舎改築事業費、3項1目学校管理費及び次ページの4項1目幼稚園費、2目私立幼稚園就園奨励費につきましては、財源更正のみですので説明を省略させていただきます。</p> <p>27ページ中段となりますが、2項2目教育振興費は1項3目教育指導費と同様に、小学校教科書改訂に伴う来年度用の教材備品購入費となります。</p> <p>教育総務課関係は以上です。</p>
社会教育課長	<p>続きまして社会教育課分についてご説明申し上げます。29ページ、30ページをご覧ください。</p> <p>5項1目社会教育総務費の15節説明欄1の青少年広場整備事業は平成26年度、平成27年度の2か年での工事を予定しておりますが、防衛8条補助金の年度配分によりまして平成26年度分の工事内容を変更し工事費を減額し、合わせて財源更正を行うものです。</p> <p>続きまして同じページの3目図書館費18節備考欄1の①は市民の方から図書館整備を目的とした寄付が10万円あったことから、備品購入費に充当し増額するものであります。</p>
教育委員長	<p>ただいま御教議第8号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第8号「平成26年度御殿場市一般会計補正予算(第4号)について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>続きまして、御教議第9号「平成27年度御殿場市一般会計当初予算について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>それでは議案書の31ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p>

	<p>(議案書朗読)</p> <p>それではまず私の方から全体的な話をさせていただきます。</p> <p>ご存知のように我が国の経済は穏やかな回復基調を見込んでおります。こうした中で地方創生ということで別枠での予算も確保されたところですが、今回の一般会計予算案の規模は375億3千万で、前年度と比べると9.1%の増となっており過去最大規模の予算となっております。この中で教育費の予算は36億5400万円余で前年度と比べると5億円程度の減額となっております。これは大規模な耐震化の整備が終わってきたことが1番の要因でございますが、教育委員会が要求した予算についてはいくつかの新規事業も含めまして、様々な諸課題に対する予算などほぼ満額が計上された状況でございます。</p> <p>個々の内容につきましては所属長よりご説明申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>では議案書の33ページ、34ページをご覧ください。10款1項1目教育委員会費は教育委員の報酬など、教育委員会の運営や活動に要する経費で、前年度とほぼ同額となっております。</p> <p>2目事務局費は教育委員会事務局の運営等に要する経費で、前年度費19.4%の減額となっておりますが、これは御殿場高校創立110周年記念事業費補助金の皆減によるものであります。説明欄の3は育英奨学金を貸与するものですが、来年度から新たに専修学校生を対象に加え、対象者を14名としております。</p> <p>3目教育指導費については学校教育課から説明致します。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>続きまして1項3目教育指導についてご説明申し上げます。</p> <p>これは学校医の報酬、教育相談、児童生徒の健康管理や外国人英語指導者配置事業等に要する経費で、前年度費8.9%の増額計上となっております。</p> <p>それでは主な事業についてご説明申し上げます。1の人件費の⑦いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、⑧いじめの防止等対策推進委員会委員報酬はいじめ防止対策推進法及び御殿場市いじめ防止基本方針に基づきいじめの未然防止等を組織で対応していくため新たに設置する組織の委員報酬を計上したものであります。</p> <p>3の学校教育支援事業の①教育相談事業では福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを新たに1人雇用するものであります。③学校教育充実事業は情緒面で特別な配慮をしなければならない児童・生徒が平成26年度に比べて6人増える事から、特別支援学級補助者を2人増員して16人を雇用し、きめ細やかな支援を行うためのものであります。⑥魅力ある学びづくり推進事業は教員の多忙化を解消する事業ですが、計画に基づき1人増員して3人の学年事務補助者を雇用する物です。⑦教育指導センタ</p>

	<p>一事業は教育指導員を2人増員し4人体制として、教員の授業力指導力のさらなる向上をはかるものです。⑫心の教育副読本「ふじさんのように」作成事業交付金は、今後育てるべき人材として人間力・社会力に重点を置き、本市の教育が目指す子どもの姿を明確にする指導指針とするために副読本を作成するための経費です。なお、本事業は市政施行60周年記念事業にも位置付けております。</p> <p>6 いじめの防止等対策推進事業は新規の事業で、いじめ問題等についての研修会を行う際に要する経費でございます。</p> <p>9 一般諸経費は平成27年度から小学校の教科書が改訂されることに伴い、平成27年度後期の授業で必要となる教師用教科書及び指導書の購入に要する経費を計上した物です。</p> <p>1 項3目教育指導費の説明は以上です。</p>
教育総務課長	<p>続きまして、2 項1目学校管理費は小学校の管理運営や施設整備に要する経費で、前年度費37.8%の減額計上となっております。この主な要因は富士岡小学校体育館及び玉穂地区児童屋内体育施設の耐震整備事業の完了に伴う減額によるものです。</p> <p>説明欄3の施設整備費ですが、神山小学校校舎改修、御殿場小学校及び朝日小学校プール改築、玉穂地区屋内運動場の外構工事、神山地区児童屋内体育施設耐震補強・リニューアル工事等が主な事業となります。</p> <p>2 目教育振興費は小学校の教材備品やパソコン等の整備事業、要保護・準要保護児童に対する就学援助に要する経費で、前年度費131.6%の増額計上となっております。増額の主な要因は教育用コンピュータの借り上げ料が1か月分から12か月分になった事による増額となっております。</p> <p>3 目印野小学校校舎改築事業費は、グラウンド及び駐車場整備事業工事の終了により前年度費86.3%の減額計上となっております。来年度は記念館・資料館の改修工事を実施します。</p> <p>3 項1目学校管理費は、中学校の管理運営や施設整備に要する経費ですが、御殿場中学校耐震補強事業の完了により前年度費35%の減額計上となっております。</p> <p>説明欄6は新規事業ですが、食育を通して茶文化の推進をはかる県の補助事業で、高根中学校をモデル校として給食時にお茶の提供をするものです。</p> <p>2 目教育振興費は小学校と同様の内容で、前年度とほぼ同額の計上となっております。</p> <p>4 項1目幼稚園費は森之腰幼稚園園舎増築工事の着手により、前年度比25.6%の増額となっております。</p>

	<p>なお、2目私立幼稚園就園奨励費は今年度より子ども育成課の所管となっております。</p> <p>教育総務課関係は以上となります。</p>
社会教育課長	<p>続きまして、社会教育課関係の当初予算に関しましてご説明申し上げます。</p> <p>5項社会教育費1目社会教育総務費は前年度比5200万円余の増額となっております。主な増額の要因は青少年広場の整備による設計費が増となったことによるものです。</p> <p>なお、備考欄1から10はそれぞれ例年実施している事業等に要する経費となります。説明欄2は隔年で開催しておりますごてんばDONDONを開催しないことによる減となっております。</p> <p>3の①地域づくり事業ですが、市内6地区の地域づくり活動、体育振興、婦人会、文化振興等に対する補助金で、前年度は高根の体振50周年記念事業があったことから、全体では680万円減となっております。</p> <p>5の②は隔年で開催しております青少年のための科学の祭典開催経費が増となっております。</p> <p>7は引き続きの事業で、青少年広場を整備する事業で平成27年度は公園整備工事等を行う予定となっております。</p> <p>8も引き続きの事業で、御殿場市名誉市民である勝間田精一氏の業績を称え伝記を作成する経費であります。平成28年度発刊に向けて引き続き調査・研究を進めてまいります。</p> <p>続きまして2目文化財費ですが、前年度比399万余の増額となっております。主な要因としては隔年で実施しております民俗資料収蔵庫燻蒸業務と、新たに着手いたします巡礼路富士山御殿場口登山道等の調査研究事業によるものです。</p> <p>2の②が新規事業でございます。富士山世界文化遺産登録と御殿造営400年を機会としまして、登山道等の調査・マップを作成するほか、御殿造営の調査などを進め情報発信を行い市民の歴史理解を深めるための経費となります。</p> <p>3目図書館費は、前年度比348万円余の増額となっております。増額の主な要因は委託料の増などによるものです。</p> <p>説明欄2図書館運営事業は図書館窓口業務委託や雑誌・新聞等の購入などに要する経費です。</p> <p>説明欄3の施設管理費は光熱水費や土地借上料です。②では図書館の将来構想を検討するための委託料分が増となっております。</p> <p>社会教育課関係は以上となります。</p>
学校給食課長	<p>続きまして、学校給食課関係の説明をさせていただきます。</p>

	<p>10款6項1目給食センター運営費は前年度比1,669万円、1.8%の増になります。増額の主な要因、施設整備の西・高根給食センター整備計画策定業務委託を新たに委託するため、並びに施設管理費の燃料費や光熱水費の増によるものでございます。</p> <p>説明欄1の person 費は学校給食センター運営委員会の委員報酬と職員の給料・職員手当・共済費などでございます。</p> <p>2は調理等の臨時職員、パート職員の賃金と社会保険料でございいます。</p> <p>3は小学校、中学校の児童・生徒・教職員などの学校給食の賄材料や、西・高根学校給食センターの給食配送費と小中学校と配膳業務委託等に要する経費でございいます。</p> <p>4の①は施設管理に係る消耗品・燃料費・光熱水費・施設の保安業務・保守点検業務などに要する経費でございいます。</p> <p>②は3センターの施設や機器等の修繕に要する経費でございいます。</p> <p>③は南・西学校給食センターの土地借り上げ料でございいます。</p> <p>④は南学校給食センターPFI事業に係る償還金、施設の維持管理、運営、学校給食配送に要する経費でございいます。</p> <p>5の①は西・高根学校給食センターの老朽化に伴う整備計画の策定委託などに要する経費でございいます。</p> <p>6は富士岡小学校給食用リフト修繕等、小中学校配膳室の維持補修に要する経費でございいます。</p> <p>7は南学校給食センターの夏休み親子調理実習の、各センターの栄養士が小中学校の授業に使う食育教材に要する経費でございいます。</p> <p>8の①は公用車4台の維持管理に要する経費でございいます。②は約17年間使用していた南学校給食センターの軽車両を更新する経費でございいます。</p> <p>9は事務用消耗品並びに旅費等でございいます。</p> <p>10は①から⑥の各種運営協議会等への負担金でございいます。</p> <p>以上で給食センター運営費の説明を終わります。</p>
教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員	6項1目5の①で西・高根給食センター整備計画策定業務委託がありますが、このコンセプトを教えてください。
学校給食課長	これにつきましては、平成2年に西給食センターを建設し、平成7年に高根給食センターを建設しまして、今まで施設の状況等を把握しておりませんでしたので、今後この施設につきまして高

	根と西の統廃合も含めてどうしていくか、という計画を策定する ものであります。
教育委員	分かりました。高根小学校の給食センターは考え方からいけば 単独校の形態だと思います。西給食センターの数で十分間に合う のに高根地区だけが残っているのも、将来的には統合するのかな と思ったのでお伺いしました。ただ統合するのが前提では無いと いうことですね。
学校給食課長	そういった前提は無く、全く白の状態から考えていくというこ とです。
教育部長	具体的には今の老朽化している施設を整備するのにどの程度 のお金がかかるのか、という調査から始まりまして、最終的にはも しセンター方式でやっていくという方針の下であるのなら、そ れを統合して1つにするのか、あるいは西給食センターでつくる のか、そういった様々な可能性を秘めて調査をするということ であります。
教育委員	そういった調査結果は、いずれ教育委員会にかけていただいて、 統合するかどうかなどは委員会で判断をしてもらおうというこ とでいいですか。
教育部長	当然市議会にもかけるわけですが、その前に教育委員会に諮 つてという段取りになると思います。
教育委員	校舎の建築等にしても、どうしても地元の要望が先に立ってし まい財源的な確保が出来ればそれでいいという考え方の下に立 ってやってしまった部分があると思いますので、ある時点で教 育委員会としての判断基準を出さなきゃいけないのではないかと 思います。そういう意味で今回策定業務がありましたので、それ はそれでいい機会なのではないかと思えます。
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑も無いようですので、本案を 原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第9号「平成27年度御殿 場市一般会計当初予算について」を原案どおり承認する事に決し ました。
教育委員長	次に、御教議第10号「平成26年度特別支援教育就学奨励費 について」を議題といたします。本案については秘密会といたし ますので、関係者以外は退席をお願いします。
(秘密会)	
教育委員長	それでは説明をお願いします。
(内容説明)	

教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
	(質疑)
教育委員長	他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第10号「平成26年度特別支援教育就学奨励費について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは秘密会を解き会議を続行します。 他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育員会2月定例会を閉会といたします。
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 4番委員 _____ 5番委員 _____